

令和5年3月28日
九州産業保安監督部

株式会社アースエナジーに対して嚴重注意を行いました

九州産業保安監督部は、株式会社アースエナジー本社に対する立入検査及び報告徴収を実施した結果、重大な法令違反を確認したため、同社に対して3月28日に嚴重注意を行いました。

1. 概要

令和4年12月9日、株式会社アースエナジー本社に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づく立入検査を行い、また同年12月16日に報告徴収を実施した結果、次の法令違反を確認しました。

1. 液石法第27条第1項第1号及び第2号に定める、販売事業者としての定期供給設備点検及び定期消費設備調査の未実施
2. 液石法第34条第1項に定める、保安機関としての定期供給設備点検及び定期消費設備調査の未実施
3. 液石法施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第16条第22号に基づくバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第127号）第1条第1項及び第2項に定めるバルク貯槽及び安全弁の検査の未実施

2. 当部の対応

当部は、同社の保安管理体制に重大な問題があったと判断し、令和5年3月28日、平川一幸代表取締役に対し嚴重注意を行いました。また、保安業務等の確実かつ適切な実施を確保するため、再発防止策の策定及び実施状況の報告を求めました。

（お問い合わせ先）
九州産業保安監督部保安課長 杉 司
担当者：田中
電 話：092-482-5469